

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、高松市東植田土地改良区の土地改良事業（高柿地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局土地改良課において令和2年12月11日から令和3年1月6日まで縦覧に供する。

令和2年12月4日

香川県知事 浜 田 恵 造